

一般質問の質問者順番と質問事項

(令和8年 第1回定例会)

質問順位	12	12番議員	松石信男
質問事項1	こども誰でも通園制度の実施について		
質問の要旨	<p>こども誰でも通園制度は、「すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する」ため「月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付」として創られた。生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労等による保育の必要性の有無を問わず、利用料は1時間当たり300円程度、一月当たり10時間程度まで保育所等に通園できる制度となっている。</p> <p>令和8年度の実施に向け、町の体制を問う。</p>		
具体的な質問及び質問の相手	<p>(1) 本制度では、子どもたちの遊びや生活の保障を「保育」と呼ばず、「通園支援」としているが、それはなぜか</p> <p>(2) 国が示す利用時間は月10時間までとなっているが、自治体の負担において10時間を超えて対応することを妨げるものではないとされている。町の対応は</p> <p>(3) 利用料は月3,000円(1時間300円×10時間)までとなっているが、住民税非課税世帯など、低所得世帯への減免の考えを示せ</p> <p>(4) 本制度は、障害の有無や、医療的ケアの有無、国籍に関わらず、生後6か月から満3歳未満の未就園児が利用できる。町内には保育園や認定こども園、0～2歳児対象の小規模保育園、幼稚園などあるが、全ての保育施設で利用できるのか</p> <p>(5) 利用に当たり、保護者は町から利用認定を受けて、利用する保育施設にインターネットを介して手続きする必要がある。そこで、インターネット環境が無い保護者には、町が「代理予約」をすることは可能か</p> <p>(6) 本制度では、利用者と保育施設が直接契約をする。町は、利用者の認定、事業者の許可、事業者へ公費負担分の支払等を行うが、もし事故が発生した場合、責任や保証はどうなるか</p>	町長	町長
			町長